

# （一般傍聴者用） 遵 守 事 項

諫早市都市計画審議会

次のいずれかに該当する方は、会場に入場することができません。

- （1）決定した傍聴者以外の方
- （2）人に危害を加えるおそれがある物を携帯している方
- （3）張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している方
- （4）はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している方
- （5）ラジオ、拡声器、無線機、録音機、ビデオカメラ、写真機、双眼鏡、パソコン、ワープロの類を携帯している方
- （6）笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している方
- （7）酒気を帯びていると認められる方
- （8）その他審議を妨害し、又は他の傍聴者に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる方

傍聴の際は、次の事項を遵守してください。

- （1）交付された傍聴札は、会場では常に携帯し、傍聴終了後は受付に返却してください。
- （2）審議に対して可否を表明、又は拍手をしないでください。
- （3）携帯電話機、PHSその他これらに類する機器は使用できないよう電源を切ってください。
- （4）写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしないでください。
- （5）みだりに席を離れないでください。
- （6）人の迷惑となるような行為をしないでください。
- （7）その他審議の妨げとなるような行為をしないでください。

議案審議終了後、傍聴者は会長の指示に従い、退室してください。

その指示に従わないときは、退場していただくこととなります。

# (報道関係者用) 遵 守 事 項

諫早市都市計画審議会

傍聴の際は、次の事項を遵守してください。

- (1) 交付された傍聴札は、会場では常に携帯し、傍聴終了後は受付に返却してください。
- (2) 審議に対して可否を表明、又は拍手をしないでください。
- (3) 携帯電話機、PHS その他これらに類する機器は使用できないよう電源を切ってください。
- (4) みだりに席を離れないでください。
- (5) 人の迷惑となるような行為をしないでください。
- (6) その他審議の妨げとなるような行為をしないでください。

撮影、録音等については、次の事項を遵守してください。

- (1) 撮影、録音等の機器を操作する人には、傍聴席はありません。
- (2) 撮影、録音等に必要な機器は、所定の場所に設置してください。
- (3) 審議会の開会後は、機器の移動は認めません。

議案審議終了後、傍聴者は会長の指示に従い、退室してください。

その指示に従わないときは、退場していただくこととなります。